

一括諸経費における最低制限価格の基礎となる額について

平成28年6月

北九州市技術監理局

一括諸経費における最低制限価格の基礎となる額について

一括諸経費の最低制限価格の基礎となる各額は、通常積算と一括諸経費での各経費の合計の圧縮率を求め、その圧縮率を通常積算の各経費に掛けて求めたものとする。

したがって、一括諸経費の各諸経費（「諸経費(1)」「諸経費(2)」「諸経費(3)」）が、そのまま最低制限価格の基礎となる額となるものではない。

・「一括諸経費での各諸経費の合計」を「通常積算での各諸経費の合計」で割り『圧縮率』を求め、この『圧縮率』を通常積算の各諸経費へ掛け、一括諸経費での最低制限価格の基礎となる「共通仮設費相当額」「現場管理費相当額」「一般管理費等相当額」を求める。

* 圧縮率を求める際の共通仮設費には、積み上げ分（安全費等）を含める。

算定手順

- ① 一括積算での『諸経費(1)』『諸経費(2)』『諸経費(3)』の計(千円止め)を求める。【A】とする
(『諸経費(1)』は、積み上げ分(千円止め)を含める)
- ② 標準積算基準での『共通仮設費』『現場管理費』『一般管理費等』の計を求める。【B】とする
(『共通仮設費』は積み上げ分(千円止め)を含める)
- ③ 【A】 ÷ 【B】 で、経費の圧縮率【X】を求める。
- ④ 標準積算基準での『共通仮設費』『現場管理費』『一般管理費等』に、それぞれ【X】を掛けて、一括諸経費での最低制限価格算出の基礎となる『共通仮設費相当額』『現場管理費相当額』『一般管理費等相当額』を求める。ただし、運用上、端数処理の都合により『一般管理費等相当額』=『工事価格』-『直接工事費』-『共通仮設費相当額』-『現場管理費相当額』とする。

一括諸経費	標準積算基準	一括諸経費での最低制限価格の基礎となる額
直接工事計 【サ】 共通仮設費 安全費 交通誘導員 共通仮設費(積上げ分)計 一括諸経費 { 諸経費(1) 諸経費(2) 諸経費(3) } 工事価格 【シ】 請負工事費(税抜き) 消費税等相当額 請負工事費 本工事費計	直接工事計 共通仮設費 安全費 交通誘導員 共通仮設費率分 共通仮設費計 【ア】 純工事費 現場管理費 【イ】 工事価格 一般管理費等 【ウ】 工事価格 請負工事費(税抜き) 消費税等相当額 請負工事費 本工事費計	共通仮設費相当額 【カ】 現場管理費相当額 【キ】 一般管理費等相当額 【ク】

1. 一括諸経費 **【A】** を求める (**【A】** = 諸経費(1) + 共通仮設費積み上げ分 + 諸経費(2) + 諸経費(3))
 { 諸経費(1) [共通仮設費相当] = 直接工事費計に諸経費率(1)を掛けたもの
 諸経費(2) [現場管理費相当] = 直接工事費計に共通仮設費積み上げ分を加え、諸経費率(2)を掛けたもの
 諸経費(3) [一般管理費等相当] = 直接工事費計に共通仮設費積み上げ分を加え、諸経費率(3)を掛けたもの
2. **【ア】** + **【イ】** + **【ウ】** = **【B】**
3. **【A】** ÷ **【B】** = **【X】** (少数点以下4位を四捨五入して、小数点以下3位とする)
- 4-1. **【ア】** × **【X】** = **【カ】**
- 4-2. **【イ】** × **【X】** = **【キ】**
- 4-3. **【ウ】** × **【X】** = **【ク】**

(運用上、「**【ク】**」=『工事価格』-『直工』-**【カ】**-**【キ】**」とする)
【シ】 **【サ】**